

予算案件（34件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	1	専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
2	2	専決処分の報告について（令和3年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
3	3	令和4年度熊本市一般会計予算	財政局 財政課
4	4	令和4年度熊本市国民健康保険会計予算	財政局 財政課
5	5	令和4年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	財政局 財政課
6	6	令和4年度熊本市介護保険会計予算	財政局 財政課
7	7	令和4年度熊本市後期高齢者医療会計予算	財政局 財政課
8	8	令和4年度熊本市農業集落排水事業会計予算	財政局 財政課
9	9	令和4年度熊本市産業振興資金会計予算	財政局 財政課
10	10	令和4年度熊本市競輪事業会計予算	財政局 財政課
11	11	令和4年度熊本市公共用地先行取得事業会計予算	財政局 財政課
12	12	令和4年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計予算	財政局 財政課
13	13	令和4年度熊本市奨学金貸付事業会計予算	財政局 財政課
14	14	令和4年度熊本市公債管理会計予算	財政局 財政課
15	15	令和4年度熊本市病院事業会計予算	財政局 財政課
16	16	令和4年度熊本市水道事業会計予算	財政局 財政課
17	17	令和4年度熊本市下水道事業会計予算	財政局 財政課

整理番号	議番号	案 件	所管課
18	18	令和4年度熊本市工業用水道事業会計予算	財政局 財政課
19	19	令和4年度熊本市交通事業会計予算	財政局 財政課
20	20	令和3年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
21	21	令和3年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
22	22	令和3年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
23	23	令和3年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
24	24	令和3年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算	財政局 財政課
25	25	令和3年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
26	26	令和3年度熊本市公共用地先行取得事業会計補正予算	財政局 財政課
27	27	令和3年度熊本市植木中央土地地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
28	28	令和3年度熊本市奨学金貸付事業会計補正予算	財政局 財政課
29	29	令和3年度熊本市公債管理会計補正予算	財政局 財政課
30	30	令和3年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
31	31	令和3年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
32	32	令和3年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課
33	33	令和3年度熊本市工業用水道事業会計補正予算	財政局 財政課
34	34	令和3年度熊本市交通事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（22件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	35	熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
2	36	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
3	37	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務局 労務厚生課 消防局 警防課
4	38	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
5	39	熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について	消防局 警防課
6	40	熊本市公民館条例の一部改正について	文化市民局 生涯学習課
7	41	市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	教育委員会 学校改革推進課
8	42	熊本市立野外教育施設条例の一部改正について	教育委員会 青少年教育課
9	43	熊本市奨学金条例の一部改正について	教育委員会 指導課
10	44	熊本市手数料条例の一部改正について	健康福祉局 高齢福祉課
11	45	熊本市介護給付費準備基金条例の制定について	健康福祉局 介護保険課
12	46	熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について	健康福祉局 障がい保健福祉課
13	47	熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	健康福祉局 保育幼稚園課
14	48	熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部改正について	環境局 環境政策課
15	49	熊本市東部堆肥センター条例の一部改正について	環境局 水保全課
16	50	熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部改正について	経済観光局 商業金融課
17	51	熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部改正について	農水局 農業政策課

整理 番号	議番号	案 件	所管課
18	52	熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について	都市建設局 都市政策課
19	53	熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部改正について	都市建設局 交通政策課
20	54	熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について	都市建設局 市街地整備課
21	55	熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例の制定について	都市建設局 市街地整備課
22	56	熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例の制定について	都市建設局 市営住宅課

その他の案件（36件）

整理番号	議番号	案 件	所管課
1	自57 至83	市道の認定について（27路線）	都市建設局 土木総務課
2	自84 至87	市道の廃止について（4路線）	都市建設局 土木総務課
3	88	和解の成立について（損害賠償請求事件）	教育委員会 健康教育課
4	89	包括外部監査契約締結について	総務局 総務課
5	90	熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	政策局 政策企画課
6	91	公の施設の他の団体の利用に関する協定について	教育委員会 図書館
7	92	公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について	上下水道局 計画調整課

報告案件（7件）

整理番号	報番号	案 件	所管課
1	1	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	総務局 法制課
2	2	専決処分の報告について（合志川改修附帯舟島橋架替工事委託契約の変更）	都市建設局 道路計画課
3	3	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工P5工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
4	4	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①-2・②）橋梁上部工外工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
5	5	専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
6	6	専決処分の報告について（（長寿命化）子ども文化会館空調設備改修工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	7	専決処分の報告について（城南B&G海洋センター災害復旧その他工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和4年第一回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
<p>【1】 議第35号</p>	<p>件名：熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を行うため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止する。 2 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、次に掲げる措置を講じることとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認 (2) 育児休業に関する研修の実施、相談体制の整備等 <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>
<p>【2】 議第36号</p>	<p>件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 附属機関の設置 市長の附属機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 熊本市総合計画審議会 (2) 熊本城復旧基本計画検証委員会 (3) 熊本市緑の基本計画推進委員会 (4) 熊本市健全な森づくり推進協議会 2 附属機関の廃止 市長の附属機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会 (2) 熊本市健全な森づくり推進計画(仮称)策定委員会 3 その他規定の整備 <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>

<p>【3】 議第37号</p>	<p>件名：年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由> 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容> 次に掲げる条例につき、株式会社日本政策金融公庫等が行う年金担保貸付事業の廃止に伴い、退隠料等の給付を受ける権利を担保に供することに係る規定の整備を行う。</p> <p>(1) 熊本市退隠料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例（大正14年告示第25号）</p> <p>(2) 熊本市職員共済組合条例（昭和30年条例第27号）</p> <p>(3) 熊本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年条例第17号）</p> <p>(4) 熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39号）</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>
<p>【4】 議第38号</p>	<p>件名：熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 会計年度任用職員の期末手当の改定をするため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 令和4年度（2022年度）以降の期末手当（6月及び12月支給）の支給割合の改定 各1.275月分 → 各1.20月分（各-0.075月分）</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>

【5】
議第 39 号

件名：熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

<改正理由>

消防団員に係る報酬額の改定及び出動報酬の整備をするため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

1 消防団員の報酬額（年額）の改定

階級	現行	改正後
団長	75,000 円	82,500 円
副団長	60,000 円	69,000 円
分団長	40,000 円	50,500 円
副分団長	34,000 円	45,500 円
部長	25,000 円	37,000 円
班長	24,000 円	37,000 円
その他の団員	23,000 円	36,500 円

2 出動報酬に係る規定の整備

出動報酬として1回につき4,000円（1回の従事時間が4時間を超えるときは、以後4時間までごとに4,000円を加算）を支給

※ 現行においては、費用弁償として1回につき2,600円を支給

<施行日>

令和4年（2022年）4月1日

【6】

議第 40 号

件名：熊本市公民館条例の一部改正について

<改正理由>

公民館の会議室等における使用時間区分の見直しに伴い、所要の改正を行うもの

<改正内容>

公民館の会議室、料理実習室及びホール並びに冷暖房設備の使用について、午前、午後又は夜間の使用に加え、1時間単位による使用を可能とする。

	施設使用料	冷暖房設備使用料
	1時間単位 (1時間までごとに)	1時間単位 (1時間までごとに)
大会議室	440円	70円
中会議室	300円	50円
小会議室	140円	40円
料理実習室	500円	50円
ホール	670円	240円

<施行日>

令和4年(2022年)10月1日等

【7】
議第41号

件名：市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

<制定理由>

市立総合ビジネス専門学校の課程の見直し等に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの

<制定内容>

1 熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の一部改正

- (1) 一般課程（夜間）の廃止
- (2) 科目等履修生及び聴講生を受講対象者とするに伴う受講料等の新設等

対象者	区分	金額
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

- (3) 専門課程における生徒として入学しようとする者に係る入学考査料等の改定

区分	現行	改定後
入学考査料	4,800円	5,200円
入学料	30,000円	58,000円

- (4) 市立高等学校の在校生が科目等履修生又は聴講生となる場合における受講料等の減免に係る規定の新設

2 熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部改正
学科の改編に伴う規定の整備等

<施行日>

令和5年（2023年）4月1日等

【8】
議第 42 号

件名：熊本市立野外教育施設条例の一部改正について

＜改正理由＞

熊本市立金峰山少年自然の家の設置目的に市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを加えるとともに、同施設に指定管理者制度を導入する等のため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

1 題名及び施設名の変更

(1) 題名

【変更前】熊本市立野外教育施設条例

【変更後】熊本市立金峰山自然の家条例

(2) 施設名

【変更前】熊本市立金峰山少年自然の家

【変更後】熊本市立金峰山自然の家

2 設置目的として市民に自然に親しむ体験の機会を提供することを追加

3 指定管理者制度の導入に係る規定の追加

(1) 指定管理者の指定の手續等

(2) 指定管理者が行う業務

(3) 利用料金制度に係る規定

(4) 協定の締結、指定の取消し等に係る損害賠償及び秘密保持義務等

4 使用料の設定

使用区分	使用時間	使用者	使用料
宿泊室	午後 1 時から翌日の午前 10 時まで	一般	1 人 1 泊 1,400 円
		大学生・高校生	1 人 1 泊 900 円
		中学生以下	1 人 1 泊 700 円
テントサイト	午前 11 時から翌日の午前 10 時まで	一般	1 人 1 泊 1,000 円
		大学生・高校生	1 人 1 泊 600 円
		中学生以下	1 人 1 泊 500 円
日帰り	午前 11 時から午後 9 時まで	一般	1 人 500 円
		大学生・高校生	1 人 300 円
		中学生以下	1 人 250 円

※ 中学生以下で本市内の小学校又は中学校に通学する者及びその引率者が教育課程に基づく学習活動として金峰山自然の家を使用する場合における使用料並びに小学校就学の始期に達するまでの者の使用料は、無料

＜施行日＞

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日等

<p>【9】 議第43号</p>	<p>件名：熊本市奨学金条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 経済的理由により修学が困難な者に対し、高校等進学支援金を支給するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 経済的理由により修学が困難な者であって高等学校等への入学を許可されたものに対し、高校等進学支援金（1人につき40,000円）を支給することとする。</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>
<p>【10】 議第44号</p>	<p>件名：熊本市手数料条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 熊本市優待証（さくらカード）の交付に係る手数料を廃止するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 熊本市優待証（さくらカード）を熊本市おでかけICカードに統合することに伴い、熊本市優待証（さくらカード）の交付に係る手数料（1件につき300円）を廃止する。</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>
<p>【11】 議第45号</p>	<p>件名：熊本市介護給付費準備基金条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由> 介護保険に係る中期的な財政を調整し、及び事業の安定的な運営を図る資金に充てるための熊本市介護給付費準備基金を設置するため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 積立額 介護保険会計歳入歳出予算で定める額 2 管理 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管等 3 運用益金の処理 介護保険会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入 4 その他 <p><施行日> 公布の日</p>

<p>【12】 議第46号</p>	<p>件名：熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例を廃止する条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由> 熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例（平成15年条例第49号）を廃止するため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容> 熊本市夏休みの障害児・家族支援事業利用者負担金徴収条例の廃止</p> <p><施行日> 公布の日</p>
<p>【13】 議第47号</p>	<p>件名：熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年条例第54号）の施行に伴い、関係条例の規定を整備するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 次に掲げる条例につき、引用条項の整備を行うとともに、それぞれに規定する基準については、独自の基準以外は省令等に定める基準とする。</p> <p>(1) 熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第61号）</p> <p>(2) 熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第63号）</p> <p>(3) 熊本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成30年条例第60号）</p> <p><施行日> 公布の日</p>

<p>【14】 議第48号</p>	<p>件名：熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）等の施行による電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 引用条項等の整備</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日等</p>																																				
<p>【15】 議第49号</p>	<p>件名：熊本市東部堆肥センター条例の一部改正について</p> <p><改正理由> 東部堆肥センターにおいて生産した堆肥の運搬又は運搬及び散布に係る手数料を定める等のため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 1 東部堆肥センターで生産された堆肥をその購入者の依頼により運搬又は運搬及び散布をする場合における手数料の新設</p> <table border="1" data-bbox="399 1081 1409 1429"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>センターから運搬する場所までの直線距離</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運搬</td> <td>7キロメートル以内</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え15キロメートル以内</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超える市内</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運搬及び散布</td> <td>7キロメートル以内</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>7キロメートルを超え15キロメートル以内</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>15キロメートルを超える市内</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 家畜排せつ物を搬入し堆肥の提供を受けた者が堆肥の散布のために機器を使用する場合の使用料の改定</p> <table border="1" data-bbox="399 1529 1409 1783"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1時間までごとに</td> <td>3,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半日</td> <td>午前9時から午後0時45分まで</td> <td>9,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>午後1時15分から午後5時まで</td> <td>9,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>18,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>	区分	センターから運搬する場所までの直線距離	手数料	運搬	7キロメートル以内	1,000円	7キロメートルを超え15キロメートル以内	1,500円	15キロメートルを超える市内	1,500円	運搬及び散布	7キロメートル以内	1,500円	7キロメートルを超え15キロメートル以内	2,000円	15キロメートルを超える市内	2,000円	区分		現行	改定後	1時間までごとに		3,000円	1,000円	半日	午前9時から午後0時45分まで	9,000円	3,000円	午後1時15分から午後5時まで	9,000円	3,000円	1日	午前9時から午後5時まで	18,000円	6,000円
区分	センターから運搬する場所までの直線距離	手数料																																			
運搬	7キロメートル以内	1,000円																																			
	7キロメートルを超え15キロメートル以内	1,500円																																			
	15キロメートルを超える市内	1,500円																																			
運搬及び散布	7キロメートル以内	1,500円																																			
	7キロメートルを超え15キロメートル以内	2,000円																																			
	15キロメートルを超える市内	2,000円																																			
区分		現行	改定後																																		
1時間までごとに		3,000円	1,000円																																		
半日	午前9時から午後0時45分まで	9,000円	3,000円																																		
	午後1時15分から午後5時まで	9,000円	3,000円																																		
1日	午前9時から午後5時まで	18,000円	6,000円																																		

<p>【16】 議第50号</p>	<p>件名：熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 熊本市新型コロナウイルス感染症金融対策基金の設置期間の延長等を行うため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 1 基金の設置期間の延長 現 行：令和6年（2024年）3月31日まで 改正後：令和7年（2025年）3月31日まで（1年延長） 2 その他規定の整備</p> <p><施行日> 公布の日</p>
<p>【17】 議第51号</p>	<p>件名：熊本市九州自然歩道利用拠点施設条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 熊本市九州自然歩道利用拠点施設が行う事業を拡充するため、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 1 設置目的として、森林環境教育等の推進を追加 2 施設が行う事業に、森林の有する機能の学習並びに森林及び木材を活用した体験活動に関することを追加</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>
<p>【18】 議第52号</p>	<p>件名：熊本市開発許可の基準等に関する条例の一部改正について</p> <hr/> <p><改正理由> 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行による都市計画法（昭和43年法律第100号）の一部改正及び都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第337号）等の施行による都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの</p> <p><改正内容> 市街化調整区域に係る開発行爲については、原則として、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水想定区域のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域等を含まないこととされたことに伴う規定の整備</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>

【19】
議第53号

件名：熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の一部改正について

<改正理由>

自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加、市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加、自転車損害賠償保険等への加入促進に関する規定の追加等を行うため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

1 自転車の安全利用を促進するための各主体の責務の追加

(1) 自転車の利用者等の責務

ア 自転車を利用する際は、乗車用ヘルメットを着用すること。

イ 道路交通法等の規定により備えるべき前照灯及び尾灯又は後方への反射器材に加え、自転車の両側面方向への反射器材を装備すること。

(2) 保護者等の責務

ア その保護する者が利用する自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うこと。

イ その保護する者に対し、夜間に自転車を利用する場合においては、適切に前照灯等の点灯及び反射器材の装備をさせること。

(3) 学校の長の責務

ア 在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導の実施に努めること。

イ 当該学校の教職員に対し自転車の交通安全教育に必要な知識を習得させるために必要な研修の機会を提供することその他の取組の実施に努めること。

(4) 事業者の責務

自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めること。

(5) 自転車貸付業者の責務

自転車の貸出しに当たっては、当該自転車について定期的に点検し、必要な整備を行うよう努めること。

(6) 自動車及び原動機付自転車の運転者の責務

自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めること。

2 市が行う自転車の安全利用の推進及び利用環境の整備に関する規定の追加

(1) 交通安全教育の推進

(2) 自転車利用環境の整備

(3) 自主的な取組を行う市民への支援

3 自転車損害賠償保険等への加入促進に関する規定の追加

(1) 自転車の利用者等は、自転車損害賠償保険等の種類に応じ、それに加入し、又は加入するよう努めなければならない。

(2) 自転車小売業者、事業者及び自転車貸付業者は、自転車損害賠償保険等に係る加入の確認及び情報の提供に努めるものとする。

(3) 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等に関する啓発及び情報の提供に努めなければならない。

(4) 市は、賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等に係る加入促進の啓発を行うものとする。

<施行日>

令和4年（2022年）10月1日

【20】
議第54号

件名：熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正
について

<改正理由>

駐車場整備地区における駐車施設の台数の基準の緩和、滞在快適性等向上区域における駐車施設の位置の基準の緩和及び駐車施設の環境整備の推進等を行うため、所要の改正を行うもの

<改正内容>

1 附置すべき駐車施設の台数に係る基準の緩和

(1) 駐車施設の台数の基準の見直し

ア 特定用途（店舗など）で2,000㎡超のもの

2,000㎡を超える部分につき300㎡までごとに1台

→ 2,000㎡を超える部分につき600㎡までごとに1台

イ 非特定用途（マンションなど）で3,000㎡超のもの

3,000㎡を超える部分につき450㎡までごとに1台

→ 3,000㎡を超える部分につき900㎡までごとに1台

(2) 建築物の利用者に対して公共交通機関の利用促進に資する措置を講じた場合における駐車施設の台数を緩和する特例の創設

2 附置すべき駐車施設の位置に係る基準の緩和

(1) 滞在快適性等向上区域における駐車施設の位置に係る基準の緩和
敷地内に設置

→ 敷地内又はおおむね500m以内の集約駐車施設内に設置

(2) 建築物の構造等により駐車施設を附置することが著しく困難であると認められる場合における駐車施設の附置の特例に係る距離の見直し
対象建築物のおおむね200m以内に設置

→ 対象建築物のおおむね500m以内に設置

3 駐車施設の環境整備の推進

(1) 車椅子利用者のための駐車施設の設置義務の新設

駐車施設のうち1台以上は、車椅子利用者のための駐車施設としなければならないこととした。

(2) 荷さばきのための駐車施設の設置義務の新設

一定規模以上の店舗や事務所の新築等をする場合は、駐車施設のうち一定台数を荷さばきのための駐車施設としなければならないこととした。

<施行日>

令和4年（2022年）10月1日

<p>【21】 議第55号</p>	<p>件名：熊本市都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由> 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の9第1項の規定に基づき同項の特定路外駐車場の規模を定めるため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容> 滞在快適性等向上区域内においてあらかじめ市長への設置の届出が必要となる特定路外駐車場の規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が50平方メートル以上とする。</p> <p><施行日> 令和4年（2022年）10月1日</p>
<p>【22】 議第56号</p>	<p>件名：熊本市営住宅条例の一部を改正する等の条例の制定について</p> <hr/> <p><制定理由> 本市の特定優良賃貸住宅制度の終了に伴う必要な規定の整備等をするため、この条例を制定するもの</p> <p><制定内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部改正 市営住宅の定義に係る規定の整備 2 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例（平成6年条例第38号）の廃止 <p><施行日> 令和4年（2022年）4月1日</p>

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
<p>【 1 】</p> <p>自 議第 57 号 至 議第 83 号</p>	<p>件名：市道の認定について（27路線）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく 管理帰属</p> <p>(2) 地元要望</p> <p>(3) 払下げ</p> <p>(4) 管理引継</p> <p>※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等</p> <p><主な内容></p> <p>榎木5丁目第7号線 外26路線</p>
<p>【 2 】</p> <p>自 議第 84 号 至 議第 87 号</p>	<p>件名：市道の廃止について（4路線）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p>(1) 払下げ</p> <p>(2) 開発行為</p> <p><主な内容></p> <p>打越町第18号線 外3路線</p>

<p>【3】 議第 88 号</p>	<p>件名：和解の成立について（損害賠償請求事件）</p> <p><提出理由></p> <p>学校事故における生徒であった者等の損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 相手方 熊本市立中学校の生徒であった者及びその両親</p> <p>2 事件名 熊本地方裁判所 平成28年（ワ）第435号 損害賠償請求事件</p> <p>3 主な請求内容 相手方は、市に対し、相手方のうち熊本市立中学校の生徒であった者に対する金3678万7308円及びその両親に対する各金300万円並びにこれらに対する平成24年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求する。</p> <p>4 和解条項</p> <p>(1) 市は、相手方に対し、本件和解金として、2000万円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 市は、相手方に対し、令和4年3月31日限り、前号の金員を相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。</p> <p>(3) 市は、相手方に対し、相手方が第1号の和解金とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付契約にかかる災害共済給付（障害見舞金）の請求をすることを認める。</p> <p>(4) 市は、第1号の和解金とは別に、保険契約者である全国市長会の引き受け幹事保険会社に対し、相手方を補償対象者とする全国市長会学校災害賠償補償保険の学校災害補償保険の後遺障害補償保険金の請求手続をする。</p> <p>(5) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。</p> <p>(6) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務関係がないことを相互に確認する。</p> <p>(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>
------------------------	---

<p>【4】 議第 89 号</p>	<p>件名：包括外部監査契約締結について</p> <hr/> <p><提出理由> 包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の始期 令和4年（2022年）4月1日 2 契約の金額 12,721,000円を上限とする額 3 費用の支払方法 監査報告提出後に支払う。ただし、基本費用の2分の1の範囲内で前金払をすることができる。 4 契約の相手方 公認会計士 庄田 浩一
<p>【5】 議第 90 号</p>	<p>件名：熊本市及び山鹿市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について</p> <hr/> <p><提出理由> 熊本市と山鹿市との間における連携協約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容> 山鹿市との連携を図るため、協議により、次の事項に係る連携協約を締結する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的 2 基本方針 3 次に掲げる政策分野ごとの連携する取組及び役割分担 <ol style="list-style-type: none"> (1) 圏域全体の経済成長のけん引に係る政策分野 (2) 高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野 (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野 4 費用分担 熊本市及び山鹿市が協議して定める。 5 連絡会議

<p>【6】 議第91号</p>	<p>件名：公の施設の他の団体の利用に関する協定について</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>公の施設の他の団体の利用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>地方自治法第244条の3第2項の規定により、公の施設の利用について、熊本市と山鹿市との間で次のとおり協定する。</p> <p>1 協定の趣旨 相互の住民への図書資料の貸出し</p> <p>2 対象となる公の施設</p> <p>(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館のうち熊本市及び山鹿市が設置するもの</p> <p>(2) 次に掲げる施設に附属する図書室</p> <p>ア 熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）に規定する公民館</p> <p>イ 熊本市男女共同参画センターはあもにい</p> <p>ウ 山鹿市公民館条例（平成17年山鹿市条例第94号）に規定する公民館</p> <p>3 施設の利用関係</p> <p>2に規定する公の施設を設置した市の条例、規則その他の規程の規定により貸出しを実施</p> <p>4 経費の負担 2に規定する公の施設を設置した市が負担</p>
<p>【7】 議第92号</p>	<p>件名：公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>平成5年4月1日付けで熊本市と菊陽町との間に締結した公の施設の他の団体の利用に関する協定の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により協議するため、同条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの</p> <p><主な内容></p> <p>下水道法（昭和33年法律第79号）に基づき設置した熊本市公共下水道施設及び菊陽町公共下水道施設を相互に利用する区域の変更</p> <p>(1) 熊本市公共下水道施設を利用する菊陽町の区域を追加</p> <p>(2) 菊陽町公共下水道施設を利用する熊本市の区域を縮小</p>

【 報告案件 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等												
【 1 】 報第 1 号	<p>件名：専決処分の報告について（損害賠償額の決定）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>損害賠償額の決定について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 2 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 6 6 件 ・損害賠償総額 1 1, 4 7 8, 5 4 8 円 （令和 3 年（2 0 2 1 年）1 月 1 日～同年 1 2 月 3 1 日） <p><備考></p> <table border="1" data-bbox="383 835 1409 1037"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公用車等による交通事故</td> <td>30</td> <td>6, 255, 431 円</td> </tr> <tr> <td>道路その他工作物管理瑕疵による事故</td> <td>24</td> <td>3, 957, 262 円</td> </tr> <tr> <td>職員の過失による器物損壊</td> <td>12</td> <td>1, 265, 855 円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	件数	金額	公用車等による交通事故	30	6, 255, 431 円	道路その他工作物管理瑕疵による事故	24	3, 957, 262 円	職員の過失による器物損壊	12	1, 265, 855 円
種類	件数	金額											
公用車等による交通事故	30	6, 255, 431 円											
道路その他工作物管理瑕疵による事故	24	3, 957, 262 円											
職員の過失による器物損壊	12	1, 265, 855 円											

<p>【2】 報第2号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（合志川改修附帯舟島橋架替工事委託契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事委託契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 委託金額 (1) 935,782,715円 ↓ 866,764,192円 (2) 866,764,192円 ↓ 859,834,502円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 九州地方整備局 局長 藤巻 浩之</p> <p>3 専決日 (1) 1(1)の専決日 令和3年（2021年）12月27日 (2) 1(2)の専決日 令和4年（2022年）1月20日</p>
---------------------	---

<p>【3】 報第3号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工P5工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 468,196,303円 ↓ 495,175,734円</p> <p>2 契約の相手方 松尾・昌南特定建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区新屋敷1丁目19番22号 松尾建設 株式会社 熊本支店 執行役員支店長 石橋 和人</p> <p style="text-align: right;">熊本市西区島崎2丁目8番13-802号 有限会社 昌南建設 代表取締役 三輪 敏郎</p> <p>3 専決日 令和4年（2022年）1月14日</p>
<p>【4】 報第4号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間①-2・②）橋梁上部工外工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <p>1 請負金額 1,105,820,496円 ↓ 1,094,389,956円</p> <p>2 契約の相手方 福岡市中央区赤坂1丁目12番6号 瀧上工業 株式会社 福岡営業所 所長 手塚 信一</p> <p>3 専決日 令和4年（2022年）1月14日</p>

<p>【5】 報第5号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p><提出理由></p> <p>工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの</p> <p><主な内容></p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1 請負金額</td> <td>508,587,158円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">516,889,366円</td> </tr> <tr> <td>2 契約の相手方</td> <td>福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 松井建設 株式会社 九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦</td> </tr> <tr> <td>3 専決日</td> <td>令和4年（2022年）1月14日</td> </tr> </table>	1 請負金額	508,587,158円		↓		516,889,366円	2 契約の相手方	福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 松井建設 株式会社 九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦	3 専決日	令和4年（2022年）1月14日
1 請負金額	508,587,158円										
	↓										
	516,889,366円										
2 契約の相手方	福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 松井建設 株式会社 九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦										
3 専決日	令和4年（2022年）1月14日										

【6】
報第6号

件名：専決処分の報告について（（長寿命化）子ども文化会館空調設備改修
工事請負契約の変更）

<提出理由>

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの

<主な内容>

1 請負金額 587,400,000円

↓

592,107,386円

2 契約の相手方 肥後・SYSKEN・旭・熊電建設工事共同企業体

代表者 熊本市東区戸島町974番地11

株式会社 肥後設備

代表取締役 中上 博貴

熊本市中央区萩原町14番45号

株式会社 SYSKEN

代表取締役社長 福元 秀典

熊本市南区田迎6丁目11番3号

旭電業 株式会社

代表取締役 吉村 俊彦

熊本市東区小峯2丁目6番64号

株式会社 熊電施設

代表取締役社長 田中 英雄

3 専決日 令和4年（2022年）1月14日

<p>【7】 報第7号</p>	<p>件名：専決処分の報告について（城南B&G海洋センター災害復旧その他 工事請負契約の変更）</p> <hr/> <p>＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭 和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自 治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議 会に報告するもの</p> <p>＜主な内容＞</p> <p>1 請負金額 312,400,000円 ↓ 318,436,714円</p> <p>2 契約の相手方 三友・カワゴエ建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区神水本町20番10号 株式会社 三友工務店 代表取締役 古閑 之博</p> <p>熊本市東区戸島町920番地6 株式会社 カワゴエ 代表取締役 川越 一弘</p> <p>3 専決日 令和4年（2022年）1月14日</p>
---------------------	--